

(第 1 回・最終) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和7年10月16日
契約業者名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 秋田事務所 秋田事務所長 遠藤 冬紀
契約業者の住所	秋田市旭北栄町1番48号
業務の名称	船川港本港地区土質調査
業務場所	秋田県男鹿市船川港船川
業務区分	測量・調査
業務概要	別紙のとおり
履行期間（自）	令和7年6月3日
履行期間（至）	令和7年10月17日
変更前の契約金額	¥8,800,000 円（税込み）
変更金額	¥7,645,000 円（税込み）
変更後の契約金額	¥16,445,000 円（税込み）
変更理由	設計変更により、現地調査の変更、ボーリング工の追加を行う。 また、現状不一致により、ボーリング工、原位置試験及び土質試験 の変更を行う。

1. 調査概要
- 本業務は、船川港本港地区岸壁（-10m）の設計に必要な資料を得るために実施するものである。
なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
また、本業務は、以下に示す試行の対象業務である。
 - 40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
2. 調査場所
- 秋田県男鹿市船川港船川（別添図参照）
3. 履行期間
- 契約締結日から、令和7年10月17日までとする。
なお、履行期間は土曜日、日曜日、祝休日及び夏季休暇を休日として設定している。
4. 調査用基準
- 基準面：発注者管理用基準面とする。（T.P.+0.10m）
基準点：調査職員の指示による。

1. 調査概要
- 原契約のとおり
2. 調査場所
- 原契約のとおり
3. 履行期間
- 原契約のとおり
4. 調査用基準
- 基準面：発注者管理用基準面とする。（T.P.-0.12m）
基準点：調査職員の指示による。

5. 調査内容

業 務 名 称	原仕様			変更仕様			増減		摘 要
	業 務 内 容	単位	数量	業 務 内 容	単位	数量	単位	数量	
現地調査									
	目視点検（1）185m×20m	m2	3,700	目視点検（1）166m×20m	m2	3,320	m2	△ 380	陸上から
	目視点検（2）185m×2m	m2	370	目視点検（2）220m×2m	m2	440	m2	70	海上から
	潜水調査 185m×10m	m2	1,850	潜水調査 220m×10m	m2	2,200	m2	350	
常時微動観測									
	常時微動観測	地点	13	常時微動観測	地点	13	地点	0	
	観測データ解析	式	1	観測データ解析	式	1	式	0	
ボーリング工									
ボーリング		m	42		m	93	m	51	表－1 参照
原位置試験及び試料採取									
標準貫入試験		回	38		回	56	回	18	表－2 参照
PS検層		m	1		m	20	m	19	表－2 参照
土質試験									
物理試験		式	1		式	1	式	0	表－3 参照
協議・報告									
協議・報告		回	3		回	3	回	0	事前協議1回 中間報告1回 最終報告1回
成果物									
業務完成図書作成		式	1		式	1	式	0	

表ー1 土質別ボーリング表

孔番号	原仕様						変更仕様							備 考
	地盤高 標 高 (m)	ボーリング 深 度 標 高 (m)	土質別ボーリング表				地盤高 標 高 (m)	ボーリング 深 度 標 高 (m)	土質別ボーリング表					
			コンクリート (m)	砂・ 砂質土 (m)	軟岩 (m)	計 (m)			コンクリート (m)	粘性土・ シルト (m)	砂・ 砂質土 (m)	軟岩 (m)	計 (m)	
NO.1	2.0	-9.0	0.5	9.5	1.0	11.0	2.1	-11.9	6.9	2.8	2.3	2.0	14.0	
NO.2	2.0	-6.0	0.5	6.5	1.0	8.0	2.1	-11.9	0.2	1.6	6.8	5.4	14.0	
NO.3	2.0	-9.0	0.5	9.5	1.0	11.0	2.0	-18.0	0.2	4.5	6.1	9.2	20.0	
NO.4	2.0	-9.0	0.5	9.5	1.0	11.0	2.1	-12.9	4.7	2.0	6.1	2.2	15.0	
NO.5	-10.0	-11.0	0.0	0.0	1.0	1.0	-10.0	-14.0	0.0	1.0	0.5	2.5	4.0	
NO.6							2.1	-10.9	8.3	0.0	4.3	0.4	13.0	
NO.7							2.1	-10.9	8.7	0.0	3.6	0.7	13.0	
合計			2.0	35.0	5.0	42.0			29.0	11.9	29.7	22.4	93.0	

表ー2 孔別ボーリング試験内訳表

孔番号	原仕様							変更仕様							備 考	
	標準貫入試験			PS検層	乱れの少ない試料採取			標準貫入試験				PS検層	乱れの少ない試料採取			
	砂・ 砂質土 (回)	軟岩 (回)	計 (回)		砂・ 砂質土 (本)	粘性土 ・シルト (本)	計 (本)	粘性土・ シルト (回)	砂・ 砂質土 (回)	軟岩 (回)	計 (回)		砂・ 砂質土 (本)	粘性土 ・シルト (本)		計 (本)
NO.1	9	1	10				0	3	1	3	7				0	
NO.2	6	1	7				0	2	6	6	14				0	
NO.3	9	1	10	1			0	5	5	10	20	20			0	
NO.4	9	1	10				0	2	6	3	11				0	
NO.5	0	1	1				0	0	1	3	4				0	
合計	33	5	38	1	0	0	0	12	19	25	56	20	0	0	0	

表－3 土質試験内訳表

孔番号		原仕様									変更仕様											備考
		物理試験							力学試験		物理試験							力学試験				
		土粒子の密度 (個)	含水比 (個)	粒度（ふるい分け） (個)	粒度（ふるい分け＋沈降） (個)	液性限界 (個)	塑性限界 (個)	湿潤密度 (個)	一軸圧縮試験 (個)	圧密試験 (個)	土粒子の密度 (個)	含水比 (個)	粒度（ふるい分け） (個)	粒度（ふるい分け＋沈降） (個)	液性限界 (個)	塑性限界 (個)	湿潤密度 (個)	密度測定 (個)	コンクリートの圧縮強度試験 （コア成形含む） (個)	一軸圧縮試験 (個)	圧密試験 (個)	
NO.1～5	乱した試料	38	0	38	0	0	0	0	0	0	40	40	19	21	11	11	0	0	0	0	0	
NO.1,6,7	ボーリングコア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	0	0	
合計		38	0	38	0	0	0	0	0	0	40	40	19	21	11	11	0	7	5	0	0	

6. 支給材料、貸与物件及び提供資料
なし

7. 調査仕様

7－1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和5年3月）の定めによるものとする。
なお、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

7－2 現地調査

- (1) 目視調査は陸上および船上から劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録を整理する。なお、調査方法については調査職員の承諾を得るものとする。
(2) 潜水調査は、潜水土により海面下の部材において劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録を整理する。

7－3 常時微動観測

(1) 常時微動観測

- 1) 位置図に示す観測地点で常時微動観測を行う。観測地点の詳細な位置は調査職員と協議し決定する。
2) 観測に先立ち、使用する機器一覧表を調査職員に提出するものとする。
3) 観測時間は11分間を基本とするが、観測地点毎に観測データ解析を行うための要件を満たす観測時間を確保するものとする。

(2) 観測データ解析

- 1) 観測成分は水平2成分、鉛直1成分の計3成分とする。
2) 観測に用いる常時微動（3成分）観測データは、サンプリング周波数100Hzとする。
3) 常時微動観測記録の各成分について0.1Hzのハイパスフィルターを施すものとする。
4) 観測により得られた時刻歴波形の中から、交通等による攪乱が少ないと考えられる163.84秒の区間を3区間抽出するものとし、各区間は重ならないように抽出することを原則とする。
5) 抽出した区間毎の時刻歴波形をフーリエ変換し、成分毎のスペクトルを求める。水平成分スペクトルについては、NS成分とEW成分の二乗値の平均値の平方根により求めるものとする。
6) 水平成分と鉛直成分のスペクトルはParzenウィンドウを用い、バンド幅0.05Hzで平準化を行う。

6. 支給材料、貸与物件及び提供資料
なし

7. 調査仕様

7－1 原契約のとおりの

7－2 原契約のとおりの

7－3 原契約のとおりの

7-4 ボーリング工

- (1) 本調査の調査孔位置は別添図に示す位置とする。
- (2) ボーリング用作業足場については、No.1～4は平坦足場、No.5は陸上からの張出足場としなければならない。なお、構造については、使用に先立ち、調査職員の承諾を得るものとする。
- (3) 各ボーリング孔の確認深度については、調査職員の承諾を得なければならない。
- (3) 観察試料は、標準貫入試験の採取1回につき1個採取しなければならない。ただし、地層が異なる場合には、同一チューブ内で代表的なものを各1個採取し整理して提出する。

7-5 原位置試験及び試料採取

- (1) 原位置試験は、以下のとおりとする。
 - 1) 標準貫入試験
標準貫入試験間隔は、1mとする。
 - 2) PS検層
 - ① 地盤の原位置における動的変形係数を求めるため、ボーリング孔（No.3のみ）を利用してPS検層を行わなければならない。なお、孔壁を保護する必要がある場合は、試験結果にあまり影響がないものを使用するものとし、材質については、調査職員の承諾を得なければならない。
 - ② 発信源の方法及び使用する試験機器については、調査職員の承諾を得なければならない。
 - ③ 測定方法の詳細については、調査職員と協議して決定する。
 - ④ 測定結果より走時曲線図を作成し、せん断弾性係数及びポアソン比を求めなければならない。

7-6 土質試験

- (1) 土質試験の種類及び数量は、表-2 孔別ボーリング試験内訳表に示すとおりとする。
- (2) 土質試験に使用する試料の使用区分は、原則として別紙1～3によらなければならない。なお、これにより難しい場合は、調査職員と協議しなければならない。
- (3) 物理試験
物理試験の試料は、生土を使用しなければならない。

7-7 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と十分な打合せ等を行うものとし、事前協議、中間報告1回、最終報告の計3回行うものとする。なお、協議・報告回数に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務上必要があると認められる場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

8.成果物

8-1 成果物

- (1) 業務完成図書の整理方法は、調査職員と協議するものとする。

8-2 業務完成図書

- (1) 本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。
- (2) 「業務完成図書」は、「土木設計業務等の電子納品要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）で2部提出しなければならない。なお、「土木設計業務等の電子納品要領」に記載がない項目の電子化の提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。

7-4 ボーリング工

- (1) 原契約のとおり
- (2) ボーリング用作業足場については、No.1～4及びNo.6,7は平坦足場、No.5は陸上からの張出足場としなければならない。なお、構造については、使用に先立ち、調査職員の承諾を得るものとする。
- (3) 原契約のとおり
- (4) 原契約のとおり
- (5) No.1,6,7については、コンクリートコア抜きを実施するものとする。岸壁底盤と岩盤の密着部を確認して掘削終了とする。
- (6) 各ボーリングの詳細な数量については、表-1 土質別ボーリング表 詳細表に示すとおりとする。

7-5 原位置試験及び試料採取

- (1) 原契約のとおり
- (2) 原位置試験及び試料採取の詳細な数量については、表-2 孔別ボーリング試験内訳表 詳細表に示すとおりとする。

7-6 土質試験

- (1) 土質試験の種類及び数量は、表-3 土質試験内訳表 詳細表に示すとおりとする。
- (2) 土質試験に使用する試料の使用区分は、原則として別紙1～7によらなければならない。なお、これにより難しい場合は、調査職員と協議しなければならない。
- (3) 原契約のとおり

7-7 原契約のとおり

8.成果物

8-1 原契約のとおり

8-2 原契約のとおり

(3) 「紙」による報告書は、製本2部とする。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は、縮小A3判折込を標準とする。 (4) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。 (5) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。 また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。 (6) ボーリング柱状図は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（以下「成果要領」という。）に基づいて提出するものとする。なお、「成果要領」に基づく電子納品ができない場合（データ入力ソフトウェアが市販されていない場合）は、従来どおりとする。また、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」を参考にする。 (7) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。 (8) 業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。 国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所 秋田市土崎港西1丁目1-49 (9) 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」に検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報公開及び利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、「国土地盤情報データベース検定費」として計上する。 また、受注者は、電子納品の際に、「一般財団法人国土地盤情報センター」から受領した検定証明書（PDFファイル）を、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【業務編】」に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。	
9.その他 (1) 本調査箇所は供用中の岸壁やその他施設であるため、本調査の実施にあたり事前に港湾管理者、港湾利用者等の関係機関と密接な連絡・調整を行わなければならない。 (2) 調査にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。 (3) 表－1に表示した土層等が現状と相違した場合は、調査職員の指示に従い実施する。 (4) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。 (5) 調査職員の指示により調査内容を変更したもの、調査職員と協議し、変更の対象となるものについては、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。 (6) 本調査において、GNSSを使用する場合は、当該契約調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。 (7) 現場技術員の配置等 1) 本業務において、調査職員の他に調査職員の補助業務を行う現場技術員（業務技術員）を配置する場合、氏名を通知する。 2) 現場技術員（業務技術員）が調査職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。 また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員（業務技術員）は、業務契約書第9条に規定する調査職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	9.その他 (1) 原契約のとおり (2) 原契約のとおり (3) 原契約のとおり (4) 原契約のとおり (5) 原契約のとおり (6) 原契約のとおり (7) 原契約のとおり

(8) 本業務は、発注者が実施する「施工実態調査」の対象業務であるため、調査職員より提示される調査票に必要事項を正確に記入し、調査職員に提出するものとする。ただし、当初末計上とし詳細については監督職員と協議するものとする。	(8) 原契約のとおり
(9) 技術提案 1) 受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。 なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。	(9) 原契約のとおり
(10) 配置技術者の確認について 1) 受注者は、業務計画書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 1-11 業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。 ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。	(10) 原契約のとおり
(11) 技術指導者について 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。 ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（1回／週程度）。ただし技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合せの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。 ② 特記仕様書に記載された発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。 ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。 なお、その際、各書類に記名又は署名（署名又は押印を含む）するものとする。 2) 技術指導者は、業務実施情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。	(11) 原契約のとおり
(12) 契約内容の変更手続きについて 本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。	(12) 原契約のとおり
(13) 設計変更等について 設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。	(13) 原契約のとおり

(14) 業務品質確保調整会議について

- 1) 本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。
履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。
会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。
- 2) 「品質確保調整会議（地盤条件確認）」への協力
 - ① 本業務の成果は、地盤条件等の情報共有等を行う会議の実施対象業務の設計図書となる予定である。
 - ② 業務成果物の納品後において、発注者から参加依頼があった場合、受注者はこれに協力しなければならない。なお、参加に要する費用及び旅費については発注者の規定に基づき別途、契約を締結する。

(15) 無人航空機を使用する際の情報流出防止策について

- 1) 本業務において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本業務が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務の性質に依じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。
 - ① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
 - ② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。
- 2) 前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員と協議すること。

(16) 測量・調査現場における遠隔臨場の試行について

- 1) 業務概要
 - ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb 会議システム等を介して立会を行うことができる試行業務である。
- 2) 測量・調査現場における遠隔臨場の試行
受注者における立会に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、立会に伴う作業に遠隔臨場を試行するものである。なお、遠隔臨場は、『港湾の測量・調査現場における遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。
- 3) 試行内容
 - ① 立会の実施
受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb 会議システム等を介して立会を行うものである。
 - ② 機器の準備及び運用
遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等の機器は受注者が準備、運用することを基本とする。これによらない場合は調査職員と協議し決定するものとする。
 - ③ 遠隔臨場を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、調査職員は机上確認することも可能とする。なお、受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(14) 原契約のとおり

(15) 原契約のとおり

(16) 原契約のとおり

- ④ 効果の検証
試行を通じた効果の検証及び課題の抽出等に関するアンケート調査に協力するものとする。
- ⑤ 費用
本試行に要する費用については、受注者の負担とする。
- ⑥ 不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『測量業者の不正行為に対する監督処分の基準』及び『地質調査業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

以 上

以 上